

総行選第3号
令和6年1月19日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第11号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正は、国外に居住している選挙人の利便性の向上に資するため、在外選挙人証の記載事項の変更及び再交付の手續における在外選挙人証の交付方法、在外選挙人名簿の登録の申請の手續における在外選挙人名簿登録申請書の送付方法等を見直すこと等を目的として行われ、改正令は、公布の日から起算して六月を経過した日（令和6年7月19日）から施行することとされました。

また、改正令の施行に伴い、在外選挙執行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第3号。以下「改正規則」という。）が本日公布され、改正令の施行の日（令和6年7月19日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則の内容を十分御理解いただくとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意ください。また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 公職選挙法施行令の一部改正

1 在外選挙人名簿の登録申請書等の送付方法の見直し

在外選挙人から、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官（以下単に「領事官」という。）に対し、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人証の記載事項の変更の届出書（以下「変更届出書」という。）及び在外選挙人証の再交付の申請書（以下「再交付申請書」という。）が提出された場合において、これらの書面を市町村の選挙管理委員会に送付するに当たっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないものとされたこと。（新令第23条の3第5項及び第23条の7第4項関係）

2 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直し

在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外選挙人証を再交付する場合の在外選挙人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付するものとされたこと。（新令第23条の7第6項及び第23条の8第3項関係）

3 在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知方法の見直し

(1) 市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかったときの通知、在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときの通知及び在外選挙人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知について、外務大臣を経由することを要しないものとされたこと。（新令第23条の6第1項及び第23条の14関係）

(2) 領事官が、在外選挙人名簿に登録されている者について、在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないものとされたこと。（新令第23条の15第1項関係）

第2 在外選挙執行規則の一部改正

1 第1の2に伴い、在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外選挙人証を再交付する場合における在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとされたこと。（新規規則第9条第5項及び第11条第3項関係）

2 在外選挙人証の様式

在外選挙人証における選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とするものとされたこと。(新規則別記第6号様式関係)

3 変更届出書等の様式

第1の2に伴い、変更届出書及び再交付申請書の様式を改めることとされたこと。(新規則別記第7号様式及び別記第9号様式関係)

第3 施行期日等

- 1 改正令及び改正規則は、改正令の公布の日から起算して六月を経過した日（令和6年7月19日）から施行するものとされたこと。(改正令附則及び改正規則附則第1条関係)
- 2 改正規則の施行の際、改正規則による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第6号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、新規則別記第6号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げないものとされたこと。(改正規則附則第2条第1項関係)
- 3 改正規則の施行の日前に旧規則別記第7号様式に準じて作成された変更届出書及び別記第9号様式に準じて作成された再交付申請書は、新規則別記第7号様式に準じて作成された変更届出書及び別記第9号様式に準じて作成された再交付申請書とみなすものとされたこと。(改正規則附則第2条第2項関係)
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上